

# 個別医療機関ごとの具体的な対応方針 に係る調査の実施について

## 地域医療構想調整会議と地域医療介護総合確保基金について

### 「地域医療構想の進め方について」（平成30年2月7日医政地発0207第1号）抜粋

「経済財政運営と改革の基本方針2017(平成29年6月9日閣議決定)」においては、地域医療構想の達成に向けて、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的な対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」こととされていることを踏まえ、都道府県においては、毎年度この具体的な対応方針をとりまとめること。

この具体的な対応方針のとりまとめには、地域医療構想調整会議において、平成37(2025)年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の

① 平成37(2025)年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割

② 平成37(2025)年に持つべき医療機能ごとの病床数

を含むものとする。

なお、平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県における具体的な対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮することとする。

つまり

**調整会議における具体的な対応状況が、  
基金の配分に影響する**

**地域医療介護総合確保基金**は、施設整備事業や在宅医療関連事業、医療従事者の確保に関する事業など、医療機関や行政等で展開されている様々な医療政策の財源として幅広く活用されている。

**今後の事業継続や充実のため、国から求められる議題への対応が必要になるので、とりまとめに協力をお願いしたい。**

# 国から求められている議題と対応について

年間スケジュールを計画し、**年4回は地域医療構想調整会議を実施すること**とされており、具体的には以下の協議が求められている。

## 個別医療機関ごとの 具体的対応方針に関する協議

- 2025年を見据えた役割(5疾病5事業及び在宅医療等)
- 2025年における病床機能（予定）
- 過剰な病床機能への転換理由等(該当医療機関のみ)

## 病床がすべて稼働して いない病棟に関する協議

- 稼働していない理由
- 非稼働病棟の今後の運用見通しに関する計画

**全医療機関の状況確認等が必要なため、県で統一的に調査を実施し、その結果を報告することで対応する**

## 新たな医療機関の開設や増床に関する協議

- 新たに整備される病床の整備計画と必要病床数の関係性
- 必要な医療機能を担うための整備計画等の妥当性

➔ 該当圏域で対応予定（該当圏域では別資料により説明）

# 調査の進め方（スケジュール案）

	本調査のスケジュール案	(参考)H29病床機能報告
8月	調査（案）の提示	
9月	調査依頼の発送 (9月を目途に送付予定)	調査票等の配付開始 (9月中旬)
10月	提出期限 (H30病床機能報告の様式1と統一予定)  (県で集計・必要に応じて疑義照会)	報告様式1の回答期限 (10月末日)  (12月以降) 様式1の不備照会 様式2の回答
3月	調査結果の公表	

(お願い) 事務作業円滑化のため、各医療機関の担当者メールアドレスを本調査時に伺います。